

営繕工事における遠隔臨場試行要領

(目的)

第1条 薩摩川内市が発注する営繕工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（以下、「標準仕様書等」という。）に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督職員の立会い等」という。）に遠隔臨場を適用して、受発注者の立会い等を適切に行うために必要な事項を定めるものである。

また、近年の集中豪雨等による大規模災害など臨場に対する様々な影響も想定されることから、工事における検査（以下「検査」という。）においても遠隔で臨場することは受発注者の安全確保や作業の効率化にも寄与するものである。

このようなことから、「監督職員の立会い等」、「検査」において遠隔臨場が可能となる試行とし、活用を推進するものである。

(定義)

第2条 本要領における遠隔臨場とは、映像と音声の双方向通信を使用して「監督職員の立会い等」、「検査」を行うものである。

遠隔臨場は、発注者が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に、臨場に代えることができるものとする。

また、以下のいずれかに該当する場合にも、発注者が確認するのに十分な情報を得ることができる場合は遠隔臨場と見なし、臨場に代えることができるものとする。

- (1) 映像の双方向通信が困難な現場で、かつ、移動手段等の制約により適時適切な「監督職員の立会い等」の臨場が困難と見込まれる場合
- (2) 発注者が利用する機器の環境により映像の双方向通信が困難な場合や、感染症の拡大防止に鑑み臨場を控えることが適当と判断される場合、または災害等の影響により臨場が困難と見込まれる場合

(試行対象)

第3条 薩摩川内市が発注する営繕工事を対象とする。

(試行の運用)

第4条 受発注者いずれの発議でも打合せ簿による受発注者協議のうえ、本要領による遠隔臨場を適用できる。

(機器等の仕様)

第5条 本試行に使用する機器等は、遠隔臨場での確認が可能であれば、受注者が保有しているスマートフォンやタブレット等のモバイル端末や情報共有システムを利用できることとする。

ただし、寸法等の近景や遠景の映像での確認に支障がないことをあらかじめ受発注者で確認することとする。

(環境等の整備)

第6条 受注者は、遠隔臨場に必要な機器や通信環境等の準備を行うものとする。

利用するアプリケーションまたはサービス等の仕様については、発注者が保有する機器での利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、受発注者協議のうえ決定する。

なお、発注者が保有する機器での利用が困難な場合でも、受注者において発注者の利用する機器を準備する場合には発注者の環境を満たしたものと見なす。

(試行にかかる費用)

第7条 試行に必要となる費用は、受発注者で設計変更の協議を行うこととする。

(施工計画書への記載)

第8条 受注者は、総合施工計画書の施工管理計画に遠隔臨場で使用する機器等とその仕様、段階確認等の実施計画での遠隔臨場の実施予定について記載し、監督職員の確認を受けることとする。

(検査への適用)

第9条 工事の「検査」は、実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合は、遠隔臨場の手法による検査を実施することができることとする。

なお、遠隔臨場の手法による検査を行う場合には、あらかじめ受発注者で協議を行うこととする。

(その他)

第10条 本要領は、遠隔臨場以外での営繕工事でのモバイル端末等の積極的な活用のほか、その他の施策等の推進を妨げるものではない。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【参考】特記仕様書（記載例）

第〇条 本工事は遠隔臨場の試行対象工事である。受発注者間で協議の上、「営繕工事における遠隔臨場試行要領」の内容に従い、監督職員の「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」に動画撮影用のカメラ等とWeb会議システム等を利用して遠隔臨場を行うものとする。

試行対照表（標準仕様書等による試行対象）【建築工事編】

項目	章	試行対象	備考
監督職員の立会い	第1章 各章共通事項	次項に記載の「監督員の立会い」 ・材料の検査に伴う試験 ・施工の立会い	1.4.5 1.5.7
監督職員と協議	第1章 各章共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 ・疑義に対する協議等 ・工事の記録等 ・品質管理 ・施工中の安全確保 ・発生材の処理等	1.1.8 1.2.4 1.3.6 1.3.7 1.3.11
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員の検査	第1章 各章共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 ・品質管理 ・材料の検査等 ・施工の検査等	1.3.6 1.4.4 1.5.5
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事等の調整	第1章 各章共通事項	・関連工事等の調整	1.1.7

注) 表内の試行対象は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築工事木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書の項目を示す。

試行対照表（標準仕様書等による試行対象）【電気設備工事編】

項目	章	試行対象	備考
監督職員 の立会い	第1編 各編共 通事項	施工の立会い	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員 と協議	第1編第1章各 編共通事項	事項に記載の「監督職員と協議」 ・疑義に対する協議等 ・工事の記録等 ・品質管理 ・施工中の安全確保 ・発生材の処理等	1.1.8 1.2.4 1.3.4 1.3.5 1.3.9
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員 の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 ・品質管理 ・機材の検査等 ・施工の検査等	1.3.4 1.4.4 1.5.3
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事 等の調整	第1編 各編共通事項	・関連工事等の調整	1.1.7

注) 表内の試行対象は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）の項目を示す。

試行対照表（標準仕様書等による試行対象）【機械設備工事編】

項目	章	試行対象	備考
監督職員 の立会い	第1編 各編共 通事項	施工の立会い	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員 と協議	第1編第1章各 編共通事項	事項に記載の「監督職員と協議」 ・疑義に対する協議等 ・工事の記録等 ・品質管理 ・施工中の安全確保 ・発生材の処理等	1.1.8 1.2.4 1.3.4 1.3.5 1.3.9
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員 の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 ・品質管理 ・機材の検査等 ・施工の検査等	1.3.4 1.4.5 1.5.4
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事 等の調整	第1編 各編共通事項	・関連工事等の調整	1.1.7

注) 表内の試行対象は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）の項目を示す。